平成3年4月1日 規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、北上市体育施設条例(平成3年北上市条例第83号。以下「条例」 という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

- 第2条 条例第5条第1項又は第2項の規定により、体育施設の使用許可又は使用変 更許可を受けようとする者は、体育施設使用(使用変更)申請書(様式第1号。以 下「申請書」という。)により市長の許可を受けなければならない。
- 2 許可の申請は、体育施設を使用しようとする日の2月前から5日前までの間に提出しなければならない。ただし、市が主催若しくは共催するもの若しくは体育団体等がスポーツ大会で使用する場合、又は市長が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 条例第2条に規定する施設のうち、次の施設の使用に係る許可の申請は、前項本 文の規定にかかわらず、体育施設を使用しようとする日の3月前から5日前までと する。

名称	許可の申請を行うもの
北上市民成田スポーツ交流館	旧成田小学校学区(花巻市成田を含む。)内に住所を有
	するもの

4 同一施設の使用期間は、同一使用者において、引き続き4日を超えることができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(平17規則38・全改、令4規則4・一部改正)

(使用の許可及び不許可)

第3条 市長は、体育施設の使用又は使用変更を許可したときは、体育施設使用(使用変更)許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。ただし、許可しないときは、申請者にその旨を通知する。

(平6規則14·平9規則17·一部改正、平17規則38·旧第5条繰上·一部改正) (使用料減免申請等)

第4条 条例第11条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、申請書にその 理由を記載しなければならない。 2 市長は、使用料を減免したときは、許可書にその旨を記載するものとする。

(平5規則31・追加、平6規則14・旧第8条繰上、平9規則17・一部改正、平 17規則38・旧第7条繰上・一部改正、平23規則10・旧第5条繰上・一部改正) (使用料の還付)

- 第5条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 使用の7日前までに使用の中止を申し出たとき 100分の50
 - (2) 市又は指定管理者の都合により使用許可を取り消したとき 全額
 - (3) 前号のほか、使用者の責に帰することができない理由により使用することができなかったとき 全額

(平6規則14·追加、平17規則38·旧第8条繰上·一部改正、平23規則10·旧第6条繰上)

(使用者の義務)

第6条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに原状に回復し、市長に体育施設使 用終了の届出をしなければならない。

(平5規則25・全改、平5規則31・旧第7条繰下、平9規則17・一部改正、平17規則38・旧第9条繰上、平23規則10・旧第7条繰上)

(施設の入場制限)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、施設への入場を拒否し、 又は退場を命ずることができる。
 - (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 北上市民水泳プールへ入場する幼児で、保護する者の付添いのない者 (平5規則31・旧第8条繰下、平9規則17・平11規則19・一部改正、平17規則 38・旧第10条繰上・一部改正、平23規則10・旧第8条繰上)

(使用の指示等)

- 第8条 体育施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、体育施設の使用に当たっては、係員の指示に従わなければならない。
- 2 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたときは、係員の点検 を受け、引継ぎをしなければならない。

(平17規則38・追加、平23規則10・旧第9条繰上)

(損傷等の届出)

第9条 使用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、亡失したときは、速やかに届出 てその指示を受けなければならない。

(平5規則31・旧第10条繰下、平17規則38・旧第12条繰上、平23規則10・旧第 10条繰上)

(指定管理者の業務)

- 第10条 条例第18条第1項第4号に定める業務は、次のとおりとする。
 - (1) 使用料の徴収(減免を決定する事務を含む。)に関すること。
 - (2) その他体育施設の管理に関し市長が定めるもの
- 2 条例第15条第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせるときは、 第2条から第4条まで及び第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指 定管理者」と読み替えるものとする。

(平17規則38・追加、平23規則10・旧第11条繰上・一部改正)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平7規則19・追加、平9規則17・一部改正、平17規則38・旧第14条繰上、平23規則10・旧第12条繰上)

附則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日までに、従来の北上市体育施設条例施行規則(昭和56年 北上市規則第2号)、和賀町体育館使用規則(昭和40年和賀町教育委員会規則第2 号)、和賀町総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和55年和賀町教 育委員会規則第2号)、和賀町都市公園条例施行規則(昭和60年和賀町規則第19号)、 江釣子村体育施設設置条例施行規則(昭和57年江釣子村規則第4号)及び江釣子村 社会体育館設置条例施行規則(昭和57年江釣子村規則第3号)の規定によりなされ た申請その他の手続は、この規則によりなされたものとみなす。

附 則 (平成4年規則第22号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第25号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年規則第41号)

- この規則は、平成5年10月1日から施行する。 附 則(平成6年規則第14号)
- この規則は、平成6年4月1日から施行する。
 附 則(平成6年規則第33号)
- この規則は、平成6年10月1日から施行する。 附 則 (平成7年規則第19号)
- この規則は、平成7年4月1日から施行する。 附 則 (平成9年規則第17号)
- この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則 (平成10年規則第16号)
- この規則は、平成10年4月1日から施行する。 附 則 (平成10年規則第27号)
- この規則は、平成10年10月1日から施行する。 附 則 (平成11年規則第19号)
- この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則 (平成13年規則第3号)
- この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則 (平成14年規則第2号)
- この規則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則 (平成15年規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。 (北上市勤労者体育センター規則の廃止)
- 2 北上市勤労者体育センター規則(平成3年北上市規則第67号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の北上市勤労者体育センター規則の 規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされ た処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成16年規則第10号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第38号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(北上市多目的催事場規則の廃止)

2 北上市多目的催事場規則(平成3年北上市規則第184号)は、廃止する。

附 則(令和4年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

北上市体育施設使用(使用変更)申請書

使用目的					使用施設		
	使	用		日	時		参集人員及び対象
	年	月	日(曜日)	時から	- 1	人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から時まで	- 1	人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から		人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から		人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から時まで		人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から 時まで		人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から時まで	-	人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
北上市体育施設条例及び同規則の規				び同規則	則の規	申	住所又は所在地
定により施設使用(使用変更)を許可				用変更)	を許可	,	
され	るよ	う申請し		0		請	氏名又は名称及び代表者
	北	年 公上市長	月 (指定	日管理者)	様	者	電話 担当者

次の理由により使用料を減免願います。

使用料減免理由						
---------	--	--	--	--	--	--

様式第2号(第3条関係)

北上市体育施設使用(使用変更)許可書

	九工中产有地区区/11人区/11及区/11门目						
使用目的					使用施設		
	使	用		日	時		参集人員及び対象
	年	月	日(曜日)	時から 時まで		人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から 時まで		人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から 時まで		人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から 時まで	1	人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から 時まで		人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から 時まで		人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
	年	月	日(曜日)	時から 時まで		人 中学生以下・高校生・一般 (男・女)
北上市体育施設条例及び同規則の規定					川の規定		住所又は所在地
によ	より施設使用(使用変更)を許可しま				F可しま	申	圧/// 八1の// 1上心
す。		年	月	日		請	氏名又は名称及び代表者
ı	上市:				FI FI	者	電話 担当者

使用料	円	内 訳	
使用料減免理由			

様式第1号(第2条関係)

(平5規則31・全改、平5規則41・平6規則14・平9規則17・平17規則38・平23規則10・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

(平5規則31・全改、平6規則14・平9規則17・平17規則38・平23規則10・一部改正)